

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇨ 会社法に伴う組織変更手続き

Q : 会社法が施行され、有限会社から株式会社に変更した場合、どのような手続きがいりますか？

A : 法務局での登記手続き、税務署などへの届出などが必要となります。

【解説】

[登記手続き]

会社法施行後における有限会社から株式会社への移行手続きは、いったん有限会社を解散した後、株式会社の設立登記をすることとなりますので、会社においては、株主総会で定款変更の決議をし、その株主総会議事録などを添付して解散登記及び設立登記の申請手続きをすることになります。

[税務署等への届出]

登記手続きでは、有限会社の解散・株式会社の設立とする申請をしますが、新会社法では、有限会社から株式会社への変更は、組織変更ではなく商号の変更としています。したがって、税務署、都道府県税事務所、市町村役所へは、解散・設立の届出をするのではなく、商号変更の届出をすることになります。

[申告の手続き]

法人税では、法人が組織変更をして他の種類の法人になった場合でも、その解散、設立の登記はなかったものとして取り扱われ、組織変更した法人の事業年度を継続することとなっています。したがって、有限会社から株式会社に変更した場合も、そのままその事業年度を引き継ぎ、通常通りの申告をすることとなります。

